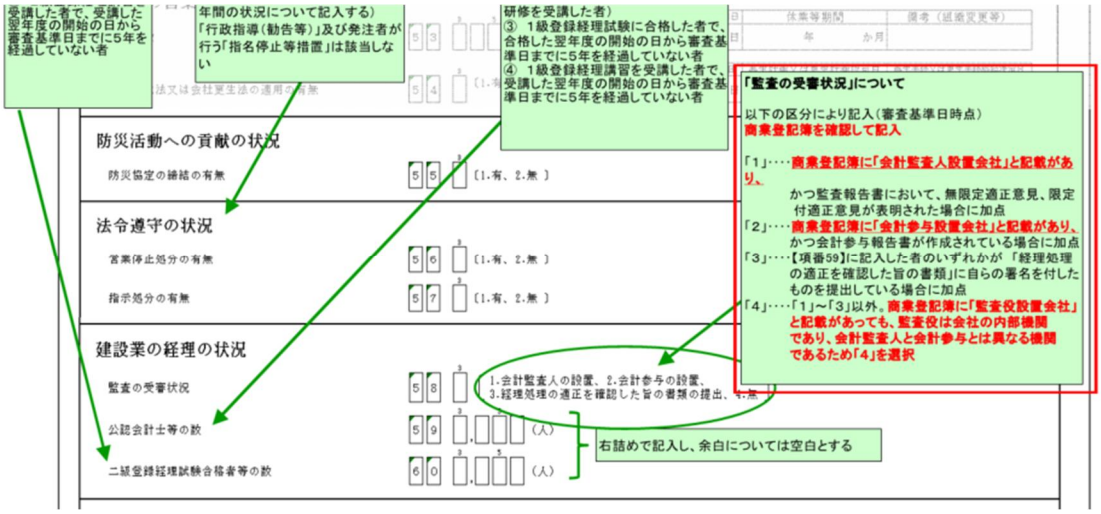
【Ｒ８．１１．６　修正箇所】

以下①～②の赤囲み箇所の記載を修正しましたので、ご確認ください。

① 経営事項審査の手引き　Ｐ１２－２

「監査の受審状況」について



② 確認資料について　Ｐ１３～Ｐ１４

１９．監査の受信状況

19. 監査の受審状況

確認書類

① 会計監査人設置会社（「1」を入力した場合）
⇒商業登記簿及び有価証券報告書（注）又は有価証券報告書（注）
（注）無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているものに限る。

② 会計参与設置会社（「2」を入力した場合）
⇒商業登記簿及び会計参与報告書

③ 建設業の経理実務の責任者のうち公認会計士、税理士、登録経理試験の1級に合格した年度の翌年度から5年を経過していない者、登録経理講習の1級講習を受講した年度の翌年度から5年を経過していない者及び令和5年3月31日までの間は平成28年度以前に登録経理試験1級に合格した者等のいずれかに該当する者（「3」を入力した場合）
⇒「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自らの署名を付したもの

※ **会計監査法人、会計参与、監査役はそれぞれ異なる機関です。**
監査役は会社内部の監査機関であり、会計監査人、会計参与とは異なりますので
商業登記簿に「監査役設置会社」のみ記載されている場合は加点されません。

13 ページ

【R8.11.6修正】国土交通省九州地方整備局（令和8年7月版）（令和8年7月1日以降の申請適用）

【ご注意ください】
1) ①は会計監査人設置会社、②は会計参与設置会社が対象になるため、商業登記簿で設置状況が確認できる時のみ加点対象となる。
2) ①については、無限定適正意見又は限定付適正意見が付されている場合は加点対象となり「1」を、付されていない場合は加点対象とならないため「4」を記入する。
3) ③については、「『6』技術職員及び公認会計士等の常勤性の証明」で計上した常勤の職員で、資格を有する者の署名に限る。

電子申請の場合
「別紙3」に添付してください。